

東京都立田無工業高等学校（全日制課程）

いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 全教職員が生徒達の変化を見逃さない。日頃から生徒の変化に関する情報を組織的に情報共有する。
- (2) 生徒がいじめについて、生徒個人がいち早く相談することができ、また、保護者からも相談しやすい環境を整え対応する。
- (3) いじめを把握した場合には、情報をきめ細かく把握し、被害者生徒の安全確保に取り組む。
- (4) いじめの加害者生徒に対し、個の教員による単発的な指導に終わることなく、学校組織全体で継続的な観察・指導等を実施し、必要に応じて保護者にもいじめをやめさせるよう指導する。

2 学校及び教職員の責務

いじめは、全ての児童生徒に関する問題であり、学校及び学校の教職員は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめが、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める。

イ 所掌事項

本委員会は、いじめの発生防止の方策を検討する。

本委員会は、いじめ発生時の対応を各関係組織と連携し協議する。

本委員会は、いじめ防止対策を推進するための研修会等の企画運営を行う。

本委員会は、いじめ発生後の情報等の記録管理を行う。

ウ 会議

定例会議を学期毎に2回設定する。

生徒の状況把握・問題発生の有無確認及び問題発生時の対応について検討を行う。

いじめ防止つながる研修会及び講演会の企画運営を行う。

知り得た情報の管理に最大限配慮し、委員等の関係者は守秘義務を順守する。

エ 委員構成（委員会組織）

委員会は、校長、副校長、生活指導部（生活指導主任を含む）、各学年（学年担当者）、保健相談部（養護教諭及びスクールカウンセラーを含む）をもって構成し、その他、必要に応じて校長が任命する職員によって構成する。

委員長を校長とし、副委員長を副校長とする。

（2）学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ問題が複雑化・多様化する中、現存の学校組織だけでは対応しきれない場合もあるため、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として「学校サポートチーム」を設置する。

イ 所掌事項

関係機関からの支援や情報提供を受け、いじめ防止への施策に生かしていく。

学校近隣の関係機関（青少年育成会等）からの支援や情報提供を受け、いじめ防止対策を推進する。

各諸機関との連携を深め、各諸機関からの情報を迅速に受ける基盤を構築する。

ウ 会議

年2回の会議を設定し、本校のいじめ防止対策について協議する。

本校のいじめ防止対策の取組及び現状報告について、各諸機関からの評価を受け具体的な対策に向け改善を図る。

エ 委員構成

サポートチームは、校長、副校長、生活指導部（生活指導主任を含む）、各学年（学年担当者）、保健相談部（養護教諭及びスクールカウンセラーを含む）をもって構成し、その他、必要に応じて校長が依頼する諸機関によって構成する。

委員長を校長とし、副委員長を副校長とする。

4 段階に応じた具体的な取組

（1）未然防止のための取組

ア 年2回のいじめ問題を含む、学校生活状況調査を生活指導部主管で実施し、生徒の状況を把握する。

イ 生活指導部を中心とした、朝の校門指導を通じた生徒の状況把握を推進する。

ウ 学級担任による、朝と帰りのSHR時の生徒状況確認及び生徒把握に努める。

エ 担任による定期的な面接・面談を行い、生徒の動静を確認する。また、必要に応じて保護者との面談を実施する。

- オ 定期の学年会において、生徒のいじめに関する情報について必ず確認を行う。
- カ 特別活動(部活動や学校行事を含む)において全教職員は、日々の活動を注視し、いじめに繋がるような言動が無いかを常に確認する。また、他者を尊重した態度の育成を通じた指導を行う。
- キ その他、学校生活全般において、人権を無視した差別的な言動が起こらないように、朝礼等の機会を活用し、全教職員が取り組んでいることを、生徒に知らしめていく指導を行う。

(2) 早期発見のための取組

- ア 年2回の生徒の意識調査を実施し、生徒のいじめに対する現状把握に努める。
- イ スクールカウンセラーによる1学年全員面接の実施を通し、いじめに関する情報の有無を確認する。
- ウ HR担任による定期的な面接・面談を実施する。
- エ 全教職員による校内巡回を通し、生徒の行動観察を実施する。
- オ いじめ発見のチェックシートを活用した生徒の動静把握に努める。

(3) 早期対応のための取組

- ア 十分な事実確認を行い、早急にいじめ防止委員会に報告をし、対応策について検討を進める。
- イ 把握した情報から、いじめに関わる事項を確認し、生活指導部と関係分掌と協働して事実確認を行う。
- ウ 事情等を聴き取る場合は、情報が外部に漏れる等、一人歩きしないように情報管理を徹底する。
- エ 加害者生徒に対する事情聴取に関しては慎重に行い、被害者生徒が特定される等の二次的被害を防ぎ、早急に事実確認を明確にする。
- オ いじめに関する情報をもたらした生徒が、特定される事態を防ぐためにも情報管理を徹底する。

(4) 重大事態への対処

- ア 早急に事実関係を調査し、事実経過及び内容について関係機関に報告する。
- イ 臨時の職員会議等を開催し、教職員間の情報共有及び情報管理の徹底を図る。
- ウ 被害を受けた生徒については、スクールカウンセラー等による精神的な支援を、速やかに実施する。また、生徒の状態によっては、専門機関との連携を図り、最大限の支援を行う。その際、学校サポートチームの協力を得る。
- エ 被害者・加害者、両者の人権に配慮した適切な指導を行う。
- オ 事実関係が明白になった段階で、速やかに全校集会及び臨時保護者会を開催する。動揺がある生徒及び保護者に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門医の派遣を要請し、生徒対応とともに支援を行う。
- カ マスコミ対応としての窓口を管理職とし、誠実に対応する。
- キ 加害者生徒と保護者との詳細な事実関係を確認する。また、加害者生徒の精神的な動揺がある場合についても支援する。また、加害者の保護者に対して、子供を守ることができるよう支援する。

5 教職員研修計画

- (1) 各学期の最初の職員会議において、いじめ防止対策研修を実施する。
- (2) いじめ防止フォーラム等の講演会及び外部の研修会へ積極的な参加を推進する。
- (3) 事例研究を年2回、生活指導部及び保健相談部主管で実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学年毎の保護者会において、いじめ防止対策への取組について説明を行う。
- (2) P T Aの役員会及び運営委員会において、いじめ防止対策の取組について説明を行い、いじめ撲滅に向け協働した取組を推進する。
- (3) P T A機関誌を活用した啓発指導を実施する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 地域青少年育成会との連携強化を図り、青少年育成に関わる事業・行事等の連携強化を推進する。
- (2) 警察署及び児童相談所等の関係機関とは、日常的に連絡・情報交換を図り、本校の実情に合わせた支援を得ていく。
- (3) 地域の老人介護施設等との連携を図り、生徒の心の発育に向けたボランティア活動を推進する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校運営連絡協議において、いじめ対策に向けた取組説明を行い、実施状況についての意見を受け、いじめ防止対策への改善を推進する。
- (2) 日常的に警察署及び児童相談所等、諸機関と連絡・情報交換を図り、本校の実情に合わせた基本方針改善に向け取組を推進する。